飯能市土地区画整理事業ニュース

平成25年1月8日号

笠縫地区及び双柳南部地区 任期満了に伴う 審議会委員選挙のお知らせ

土地区画整理事業では、換地計画や仮換地指定などの審議を行い、また地域の方のご 意見を事業に反映させるための機関として、各事業ごとに土地区画整理審議会を設置し ています。

笠縫地区については6月5日に、双柳南部地区については5月9日にそれぞれの審議会委員の任期が満了するため改選に伴う選挙を実施します。今回のニュースでは選挙の手続き及び日程について特集してお知らせします。日程については、笠縫地区、双柳南部地区とも同じ日程になります。

★選挙期日 平成25年3月31日(日)★

審議会委員の構成及び選挙する委員数について

	委員の定数	うち権利者委員	うち学識経験者委員
笠縫地区	15	12	3
双柳南部地区	10	8	2

権 利 者 委 員 … 土地の所有者及び借地権者から選挙により選出される委員

学識経験者委員 … 市長から選任される委員

選挙人の資格(選挙権及び被選挙権)及び立候補届け出期間について

● 所有権又は借地権のある人 ●

所有権又は借地権をお持ちの方は、各々1個の選挙権及び被選挙権を有します。所有権と借地権が共にある人は、所有する権利に対しそれぞれ1個の選挙権及び被選挙権を有することになりますが、この場合には両方の権利を兼ねて候補者となることはできません。なお、登記簿上の土地所有者が既に死亡しているのにもかかわらず、相続登記が

済んでいない場合は、原則として選挙権及び被選挙権を行使することはできません。また、未成年者、成年被後見人又は被保佐人、禁固以上の刑に処されその執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人については、被選挙人となることはできません。

未登記の借地権を有する方は、借地権の申告を行うことにより選挙人の資格を得ることができますが、既に借地権申告を提出していただいている方で申告の内容に変更がない場合は、あらためて提出していただく必要はありません。なお、1月15日から2月25日までは借地権申告の受付が停止されます。

● 共有者又は共同借地権のある人 ●

土地の共有者又は共同借地権者の場合、選挙権及び被選挙権は共有者の方々の代表者が行使することになります。

このため、選挙権及び被選挙権を得るためには、共有者の中から代表者を選出し、代表者選任通知書(所定の用紙あり)を当事務所へ提出していただく必要があります。代表者選任通知書の提出により代表者として定められた方が、選挙権及び被選挙権を有することになります。なお、被選挙権を行使するためには、立候補の届け出までに代表者選任通知書の提出が必要です。

~~ 代表者選任通知書の提出について ~~

土地の共有者及び共同借地権のある方については、代表者選任通知書を提出しないと選挙権及び被選挙権を行使することができません。この通知書は選挙期日まで提出することができますが、関係者の実印の押印と印鑑登録証明書を添付していただくことになりますので、早目の準備をお願いいたします。用紙は土地区画整理事務所に備え付けてありますので、必要な方はお申し出ください。

既に提出していただいている方で、代表者に変更がない場合には、改めて通知書を提出 していただく必要はありません。

<u>また、一度も提出されていない土地の共有者及び共同借地権のある方については、登記</u> 簿の筆頭者あてに通知書の用紙を後日お送りします。

● 法人 ●

候補者となる場合は、立候補届のほかに法人の印鑑登録証明書やその法人の代表者であることを証明する資格証明書などを提出していただきます。

選挙権は、その法人の指定する方が有しますが、投票時にその権限を証する書面を提出していただくことになります。

★ 立 候 補 届 出 期 間 ★平成25年2月26日(火) ~ 3月7日(木)

審議会委員選挙に関する公告について

選挙に伴う各種の公告は、市役所前の掲示場及び飯能市土地区画整理事務所に掲示して行います。

審議会委員選挙の日程(予定)について

事項	期日・期間	事務の概要
選挙期日の公告	12月26日	選挙を行う旨の公告をしました。
	1月24日	この期間、選挙人名簿の縦覧を行いま
選挙人名簿縦覧期間 (異議の申出期間)		す。 場所:飯能市土地区画整理事務所内 時間:午前8時30分~午後5時15分 (土曜日・日曜日も行います) 名簿には、1月15日(選挙人名簿作成 基準日)現在の土地所有者及び借地権者が 記載されます。 名簿に記載された土地の所有者及び借 地権者の方だけが、選挙権者及び被選挙権 者になることができます。 選挙人名簿に記載漏れや誤りがある場 合の権利者の異議申出は、この縦覧期間中
	2月6日	に受け付けます。
選挙人名簿確定の公告 選挙する権利者別委員 の定数の公告	2月25日	この日に選挙人名簿確定の公告をします。 す。 また、土地の所有権者及び借地権者の方から選挙する委員の数も公告します。
立候補届出期間	2月26日	委員に立候補される方は、この期間内に 飯能市長宛てに立候補の届出をしてくだ さい。 また、候補者を推薦される方は、候補者 の承諾書を付けて届出してください。 届出場所:飯能市土地区画整理事務所内 時間:午前8時30分~午後5時15分 (土曜日・日曜日も行います)

立候補者の公告 投票を行わない旨の公告	3月8日	候補者の氏名、住所を公告します。 また、候補者が定数に満たない場合又は 定数と同じ場合には投票を行いませんの で、その旨を公告します。
選挙場、投票時間、開 票日時の公告	3月18日	選挙場(投票場)、投票時間、開票の日時を公告します。
選挙執行通知書(入場 券)の送付	3月18日	選挙権を有する方に選挙執行通知書(入場券)を送付します。
選挙日(投票、開票)	3月31日	選挙場(投票場)、投票時間等は入場券 にてお知らせいたします。 また、投票終了後、開票を行います。
当選人の決定の公告 当選人へ当選の通知	4月1日	当選人の氏名、住所を公告し、当選人に当選人決定通知を送付します。

その他 土地区画整理事務所からのお知らせ

笠縫土地区画整理事業説明会の開催について

笠縫地区内における今年度の事業の進捗状況や今後の事業の進め方について、権利者の方々を対象に下記のとおり説明会を開催しますので、ご出席くださいますようご案内いたします。

日 時: 平成25年2月3日(日) 午前10時より

場 所: 加治地区行政センター 2階 集会室



編集発行 飯能市土地区画整理事務所

住 所 飯能市大字笠縫 112-1

電 話 042-973-8682

Eメール kukaku@city.hanno.saitama.jp